（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

［二～十二　略］

［2～4　略］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

［二～十二　略］

［2～4　略］

（船員組合員証等）

第百七十六条　船員組合員の資格を取得した者は、第九十三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、船員組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

［一～四　略］

［2・3　略］

附　則

（旧職域加算退職給付の決定の請求）

第十三条　旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二条から附則第二十九条まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び附則第三十七条において同じ。）に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

［二～六　略］

［2・3　略］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～十二　同上］

［2～4　同上］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

［二～十二　同上］

［2～4　同上］

（船員組合員証等）

第百七十六条　船員組合員の資格を取得した者は、第九十三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは第一号に規定する個人番号を、船員組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を、それぞれ当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

［一～四　同上］

［2・3　同上］

附　則

（旧職域加算退職給付の決定の請求）

第十三条　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～六　同上］

［2・3　同上］